

者を早期救済を

多3800人、福島生業訴訟判決

国・東電の責任認める



東京電力第1原発事故の被害者による集団訴訟で、国と東京電力の責任が認められました。集団訴訟で最大規模の原告が訴えていた「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の福島地裁判決（10月10日）によります。原告らは、「早期解決を目指すべきだ」と訴えています。

判決が伝えられた瞬間、福島地裁前に集まった約1000人の原告らから「勝ったぞ」と大きな歓声があがり、手を取り合い喜ぶ姿が見られました。

生業訴訟の原告は福島県の全市町村と宮城、茨城県などの住民3800人（第1陣）。福島地裁が目にしたのが、国の機関が2002年にまとめた津波地震の「長

期評価」。高い津波をもたらす地震が起きる危険性を警告していました。判決では、この「評価」にもとづいて国が直ちにシミュレーションをしていれば敷地の高さを超える大津波は予見できたとして、国・東電の責任を認めました。また判決は、国の賠償指針よりも広い地域について賠償の対象としました。



原告団事務局長で4・12「全国の会」学習会講師を務めた

早く救済を

「勇気と正義ののつとめた判決を」と私は最後の法廷で訴えましたが、裁判所は恐れずに判決を書いてくれました。津波による原発事故が起きることが予見可能であったにもかかわらず対

服部 浩幸さん

かだと思えます。

事裁判にそぐわないという理由で却下されました。却下されましたがその判決文のなかには、「原告の原状回復を求める気持ちには理解できる」とありますし、また賠償金を出すべき範囲を広げたことも大きなことでした。「あなたたちは被害者

私の子どものうち長女と次男に甲状腺検査でA2判定（小さな結節・のう胞があり、要経過観察）ができましたが、そういう方はたくさんいらっしゃいます。不安が広がっていますが、このよ

国・東電は被害

原告最



策をとらなかつた国・東電の責任を明確に認めました。私たちにとって勝利

なのだ」と認められたことは本当に大きな意義を持ちます。

並行して行政に運動をして対策をとらせていく必要があります。

判決と言えるものでした。

先日、被告側は判決を不服として控訴し、われわれも控訴しました。これから

今回の判決で原発問題への関心が高まりました。これから各地で行われている原発裁判の判決が出てきます。引き続き関心をもって見ていただきたいですし、できる形での応援、ご支援を

原状回復の請求（元に戻せ！）については、民

控訴審のたたかいが続きますが、原告の年齢や生活を考えて、できるだけ早期の解決が必要です。そのカギの一つは法廷外でのたたかいをどれだけ大きくする

お願いいたします。

「10%中止、5%に戻せ」と裁判闘争をともにたたかう

「全国の会」常任世話人・福島県の会 事務局長 服部 雅さん



を違法とした画期的なものです。

福島原発訴訟判決は、安全より経済的利益を優先する国の原子力行政と東京電力の津波対策の怠り

費税が重いと感じたことがない」と話していました。現在、元の居住にもどれない避難者は推定10万人といわれていますが、少なくない避難者が二重生活での生活費増で消費税負担を強いられています。また戻らないと決意した人は、避難先で住宅新築・購入費に数百万円の消費税がかかっています。街頭でも「なんの落ち度もない私たちに一律に8%をかける消費税は許せない」と怒りの声があがっています。消費税は国民がどのような困難な事態に陥っても一律に課税され、一切の減免もない悪税であります。裁判は原告、被告双方とも上告し、たた



「福島の会」世話人 三浦 正雄さん

年金者組合福島県本部の月刊紙に2011年の1月号より福島県いわき市の元県会議員の伊東達也氏が「原発事故あれこれ」を連載し

原発事故はいったん起きるとその被害は時間と空間を超え深刻な影響を与え続けています。この6年余経験したことのない苦難が続き、消費税をなくす会の仲間だけを見て、家族離散、二重生活苦、長期の避難生活による病氣、孤独感、故郷の喪失感、いじめ、補償打ち切り等々で苦しんでいます。

かいは続きます。これ以上の消費税増税を許せば、県民の生業と暮らしは一層困難になります。「10%中止、5%に戻せ」の活動と裁判の闘争を結びつけてがんばる決意です。

ていた時、3月11日に東日本大震災・東電福島第1原発の事故が発生しました。伊東氏は連載4回目の紙面に「世界最初の原発震災・満腔の怒りをこめて告発する」と書きました。それから1年後、「日本史上、最大最悪の公害であることが明らかに」と書いた。あれから6年7カ月の前日の10月10日、福島地裁は「生業訴訟」の判決で「勝訴」の決断を下しました。

こうした苦しみの中で消費税も大きな負担となっています。私の友人は家族6人がバラバラに避難し、それに伴う家財道具など生活資材購入に大きな出費とともに消費税8%が重くのしかかり、「これほど消

費税8%が重くのしかかり、「これほど消

仙台高裁での「松川事件全員無罪確定」の時のことを思い出しました。地裁前の原告団は歓喜の声をあげました。地裁の裁判長は、私たちの「年金裁判」も担当されており、きたる11月28日の第7回弁論に希望を抱いて参加したい。